

ネイチャーポジティブの実現に向けた期待と課題

なか しずか とおる
中 静 透

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大によって、当初2020年に予定されていた生物多様性条約の第15回締約国会議（COP15）の開催が2022年末まで延びた。しかし、その間に、IPBESのグローバルアセスメントや生物多様性概況（GBO5）、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）と生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学—政策プラットフォーム（IPBES）の共同ワークショップ、世界経済フォーラムなど多方面からの報告書が公表され、生物多様性とその関連分野の議論が急速に進んだ。

日本では、2020年のCOP15での決定を見越して、生物多様性概況（JBO3）の発表や、生物多様性国家戦略の改訂を進めており、私も関わらせていただいた。COP15の開催延期にあわせて、これらの検討時間も延長され、予定していたより濃密な議論ができたという印象がある。そして、日本の新しい国家戦略（生物多様性国家戦略2023-2030）は、COP15で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組に沿った国家戦略として、世界に先駆けて発表されることになった。

その内容の詳しい説明は、すでにいろいろ

ろなところで紹介されているので、ここでは、JBO3や国家戦略の策定のプロセスを通じて、私自身が感じたネイチャーポジティブに対する期待と課題を述べてみたい。

ネイチャーポジティブに対する期待

ネイチャーポジティブを実現するため、新しい国家戦略では5つの基本戦略を立てている。第一の戦略で自然共生サイトなどの新しい保全の仕組みが作られたことも重要であるが、私としては、2番目の自然に根差した解決策（NbS）や、3番目の戦略である経済的なメカニズムに関する部分で、これまでの国家戦略には見られない、あるいは弱かった点で、これらを強調した点がとりわけ重要だと考えている。

自然共生サイトは、OECDにあわせて生物多様性の保護を本来の目的とした地域でなくともその保全に効果がある地域、という概念をきちんと認めた点新しい。それによって、土地や海のさまざまな利用形態を対象として、民間が所有・管理する地域でも保全地域として国際的に認定できることになった。また、NbSは防災・減災や気候変動の緩和・適応が中心だと考えられる

傾向があるが、国際自然保護連合 (IUCN) の全球的基準では、経済・社会、健康、食糧、水などを含む、広い可能性が指摘されている。これらの仕組みは、一般の人たちの生活や企業の経済活動と生物多様性とを結び付け易くしている (図 1)。

たとえば、企業が資源を持続可能な形で調達し、その生産の場を自然共生サイトとして指定することや、自治体が社会インフラの建設にあたってグリーンインフラを用いたりすることで、自然に対する影響を軽減し、場合によってはより持続的で高い保全効果をあげられる可能性がある。企業は、自らの企業活動が与える影響やその対策を自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) のような仕組みを通じて情報開示することで、事業リスクを避け、場合によっては新たな事業機会が得られる可能性もある。これまで、生物多様性との関係が希薄だと考えてきた企業なども、TNFDの報告プロセスを実行する過程で、自らの企業活動が生物多様性や生態系に与えるインパクトを具体的に把握できるようになった。

これまでの企業や事業者は、どちらかというと社会貢献として生物多様性の保全に関わるケースが多かったと思われるが、こうした企業活動の本体部分で生物多様性に与える影響を正しく把握して対策をとることが、投資家や消費者にとって重要だということが現実となったわけである。すでに、OECMやTNFDなどには日本の企業の関心も高いと言われているので、この進展に大きな期待をもっている (図 2)。

さらに、国家戦略には 4 番目の戦



図 1 自然に根差した解決策
IUCN (2021) 自然に根ざした解決策に関する IUCN世界標準の図を一部改変。

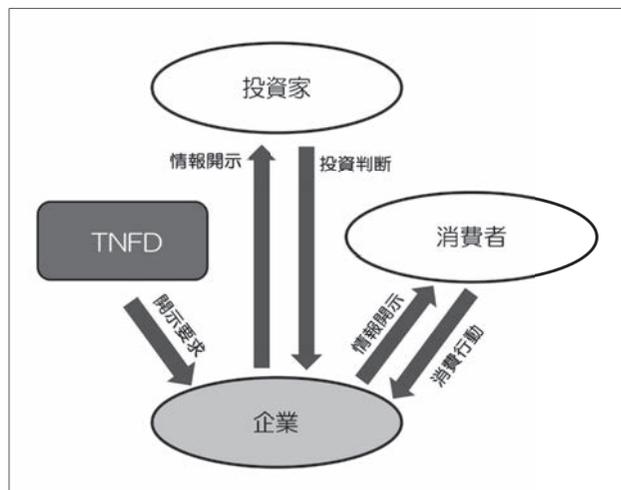


図 2 TNFDの仕組み
TNFDが企業に対して、その企業の活動が生物多様性や生態系に与える影響の大きさやその対策に関する情報を開示するように求める。開示された情報をもとに、投資家はその企業に対する投資を判断し、消費者は製品の購買や事業の依頼を判断する。

略として、一般市民や消費者の行動変容が含まれている。ネイチャーポジティブな社会を目指すためには、企業の製品を消費して生活する一般市民が、生物多様性に配慮された製品を選んで購入したり、生態系に配慮した活動を行う企業を評価したりすることが重要である。IPBESのグローバルレポートやJBOでも、生物多様性を劣化させる直接要因だけでなく、間接要因の重要性は指摘されており、そうした社会全体の行動変容を目指す動きが明確になりつつあると思う。

ネイチャーポジティブ実現のための課題

しかし、一方では課題も少なくない。ここでは、私が特に重要だと感じている、①自然共生サイトの拡大と生態系回復、②企業活動と生物多様性、③自治体の取組み、④一般市民の行動変容、さらにこれらを推進するうえで必要となる⑤生物多様性の評価方法、の5点について述べてみたい

自然共生サイトの拡大と生態系回復

日本は、愛知目標での陸域17%、海域10%の保護地域という目標は達成できたが、自然共生サイトを含めても、30%という数字は非常に大きい。自然共生サイトは2023年度に184カ所認定されるなど注目度は高いが、民間の所有地は小面積の場合が多い。その総面積は8.1万ha（国土面積の0.2%程度）であり、30%という数値目標の達成には、国有林や水産関係などの協力が不可欠であろう。

また、自然共生サイトに参加することでTNFDなどの情報開示に結び付けられる企業は、食品や飲料関係、森林関係など、サプライチェーンを通じて生物資源を扱う業界が中心だろう。また、仮りに生物資源を

原料としていても、海外から多くを輸入している企業では、国内の自然共生サイトに協力しても情報開示には十分活用できないだろう。したがって企業によっては、社会貢献のような形で自然共生サイトに協力する場合も多いと思われ、そうした活動が企業側のメリットになることをもっと明確な形にする必要がある。生物多様性クレジットや税制上の優遇制度などが考えられるものの、そこにも解決しなくてはならない問題がある（後述）。

2024年3月には、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が閣議決定され、自然共生サイトが法律的にも根拠をもつ形になった。この法律には、生物多様性の維持だけでなく、回復・創出も対象としており、昆明モントリオール枠組の目標2にも対応している。こうした活動を法律のうえでも位置付けることは、ネイチャーポジティブの推進には効果的だろう。一方、生物多様性の保全と回復を増進することの重要性が強調されると、逆に日本にオフセット制度がないことが気になってくる。

生物多様性オフセットは開発される地域と同等の生物多様性を他の場所で回復させる制度である。かなりの数の国で導入されており、とくに米国ではミチゲーションバンク（オフセットの用地として予め自然回復を行った地域を準備しておく）の実績も豊富にある。日本では、名古屋でのCOP10の直後にアセスメント制度のなかで議論があったものの、まだ導入に至っていない。開発などで生物多様性の損傷が予想される場合に、そこが「生物多様性に対する影響は小さい」としてオフセットが行われなければネイチャーポジティブにはならない。ある地域で共生サイトや生態系回復に企業が協力することが評価されても、他方でそれ以上の開発行為を行っている場合にはグリーンウォッシュとみなされる可能性もあ

る。したがって、自然共生サイトや生態系回復の評価と同時に、オフセットの制度を確立することは、これまで以上に重要な意味をもつだろう。

企業活動と生物多様性

前述のように、すべての企業にとって自然共生サイトとTNFDなどの情報開示を結び付けて考えることが効果的とは言えないため、そのような企業にとって自然共生サイトに協力するインセンティブはやや弱い。そのことを考えると、たとえば自然共生サイトに炭素クレジットを組み合わせることなどの可能性が検討されてもよいのではないか。炭素クレジットであれば、ほぼすべての企業で購入することが経営上のメリットになる。

一方NbSは、気候変化やエネルギー問題だけでなく、建設・交通や、観光、健康、教育など、より広い範囲の産業もネイチャーポジティブとの関係は十分考えられる。したがって、NbSに対しても、何らかの事業認定のようなものがあると、より情報開示との親和性が高くなるのではないだろうか？

また、TNFDのような情報開示や金融機関の動きは、国際的な市場で活動する企業にとっては喫緊の課題となりつつあるものの、まだ、ローカルには認識も活動も弱い。最近、炭素に関しては、大企業の取引企業も含めた情報開示要求が進んで、地域の金融機関や企業なども取組みが盛んになっている。国内の生物多様性にとっては、ローカルな企業活動の影響が大きく、こうしたメカニズムが地域でどのように発展させることができるか、が課題と言えるだろう。

地方自治体の取組み

企業だけでなく、地方自治体が貢献でき

ることも多い。自然共生サイトやNbSは自治体の事業としても進めることが可能であるが、環境部署だけでなく、農林水産や建設、産業振興、保健・健康、教育など、環境以外の部署と協働で進められることが多いのではないか。実際に、生物多様性だけでなく、さまざまな生態系サービスやグリーンインフラによる防災効果などが、自治体ごとに地図化できるような研究成果も出ている。その意味では、生物多様性地域戦略を地域総合計画のなかにきちんと位置付けてゆくことが現実的に可能になっている。

また、自治体全体をネイチャーポジティブ自治体として認証する動きも出てきた。こうした試みをふるさと納税のような形で支援する企業も現れている。さらに、都市部と地方の自治体のパートナーシップも考えられる。たとえば、森林環境税で地方の持続的な森林管理を都市部の自治体が支援することもできるであろう。

一般市民の行動変容

企業活動と一般市民の行動という点は両輪として機能する必要があるが、企業側に比べて一般市民側に関しての仕掛けとしては、現時点でやや弱い感がある。従来、生物多様性問題が主流化されていないという点が問題視されてきたが、企業活動などは、金融業界と企業の情報開示を通じてかなり現実的な問題と認識されるようになった。しかし、消費者や一般市民の行動となると、有効な仕掛けがまだ少ないのも事実だろう。

持続可能な生産に対する認証制度は増加しつつあるが、そうした制度や製品の認知度もまだ高いとは言えないのではないか。また、認証が可視化されても、消費者や生活者がそうした製品や事業を選択しなければ、広がってゆかない。近年は、行動経済

学などで、人間行動に関する研究も進んできてはいるものの、TNFDなどに較べると、実効性のある仕組みにできていないと思う

ネイチャーポジティブの評価方法

自然に対するインパクトの大きさを評価し、特定の事業がそれをどれだけ回復・増進できたのかという課題を考えるうえで、生物多様性や自然をどうやって評価するのが問題となる。

気候変動の場合は二酸化炭素に変換した温室効果ガスの量という1つの指標で評価が可能だが、生物多様性の場合にはなかなか難しい、というのが一般的な認識だろう。海外では、TNFDなどの動きを受けて、企業活動のインパクトを評価し、対策を定量化するためのさまざまなツールが提案されている。評価の基準となる生物関連指標にも、希少生物や絶滅危惧種を用いる場合、総種数を用いる場合、特定の分類群の種数や量を用いる場合、生態系の面積を用いる場合など多様であり、それぞれに一長一短がある。

なかには空間情報を含むものもあり、OECMの設定や事業地の選定などを行う際の基礎情報としても用いられる。ただし、今のところ、これらは空間解像度や生物多様性の評価などの精度は粗いと言わざるを得ず、グローバルな企業が、かなり大規模な地域で開発や企業活動を展開する場合には利用できるが、きめの細かい地域計画に利用できるものではない。国内的には、かなり高い解像度で生物多様性や生態系サービスに関する情報が推定できる状況が実現されつつあるが、個々の事業レベルでは問題点も残されている。

オフセットやクレジットでも、さまざまな指標が用いられており、工夫されてもいるが、生態系が違い、分類群が違い、劣化の性質や程度も違うという状況のなかで、

せめて生態系の種類や地域を限定しないと、1つの指標で評価するのは難しい。また、TNFDやNbS、あるいはクレジットなどに利用するとすると、活動の影響だけでなく回復活動の効果も評価する必要があり、科学的な根拠が十分でないケースも多いだろう。

まとめ

ネイチャーポジティブという言葉は、すでに非常に広範な人たちが口にするようになり、特に経済分野での認知度が急速に高まっていると感じている。実効性のある仕組みが導入されつつあるので、今後の進展に大きな期待をもっている。

関連して、自然資本、NCP（生態系サービスに代わる用語で、「自然の貢献」と訳される）、NbS、ネイチャーポジティブ、TNFDなどというように、「生物多様性」という語ではなく、「自然（ネイチャー）」という語が前面に出てくる傾向が顕著となっていることに個人的には注目している。つまり、「生物多様性」よりも「自然」と言ったほうが、一般の人たちにわかり易さがあるのではないかと。そうしたわかり易さは、消費者や生活者の行動を変えるという場面においても重要かもしれない。

参考

環境省自然共生サイト

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>

日本自然保護協会 ネイチャーポジティブ自治体認証について

<https://www.nacsj.or.jp/2024/04/39470/>

IUCN 自然に根ざした解決策に関するIUCN世界標準

<https://portals.iucn.org/library/sites/library/files/documents/2020-020-Ja.pdf>

TNFD (2023) 自然関連財務情報開示 タスクフォースの提言